お知らせ

瀬戸内市

令和6年10月22日

瀬戸内市選挙管理委員会	
担 当 者	事務局長　小玉
電話番号	0869-22-0792（直通）

期日前投票所において発生した投票用紙の二重交付について

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び岡山県知事選挙の期日前投票において、下記のとおり投票用紙の二重交付があったと考えられる事案が発生しましたのでお知らせします。

記

1　発生日　令和6年10月21日(月)

2　発生場所　瀬戸内市役所牛窓支所期日前投票所

3　事案の概要

牛窓支所期日前投票所において、午後５時に投票を終了した後、投票事務従事者が投票結果の集計作業において投票用紙の使用枚数を確認したところ、衆議院小選挙区選挙の投票用紙の残枚数が１枚不足していることに気づきました。(岡山県知事選挙、比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の使用枚数に誤りはありませんでした。)

その後、残り全ての投票用紙の枚数、投票所入場券の枚数、入場券に記載した通し番号の照合を行うとともに、期日前投票所内を探しましたが発見できなかったことから、二重交付が発生したと判断しました。

なお、票の取り扱いについては、二重投票があった場合、公職選挙法に基づき有効票として扱います。

4　今後の対応(瀬戸内市選挙管理委員会委員長コメント)

公平・公正な選挙事務を執行すべきところ、市内全ての期日前投票所において、投票用紙の交付に十分注意するよう周知していた中で度重なる事案が発生したことにつきまして、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。